

『帝王略論』 卷一校注稿

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学東洋史談話会 公開日: 2020-11-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 会田, 大輔 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/21305

《研究ノート》

『帝王略論』巻一校注稿

会田 大輔

南北朝後期の研究を進める際の基本史料は、唐初の貞観十年（六三六）に完成した正史『周書』・『隋書』・『北齊書』・『梁書』・『陳書』である。しかし、近年の研究により、正史（特に『周書』）に唐室の意向が反映されていることが明らかとなってきた^(一)。南北朝史を研究する際には正史の歴史像を相対化しうる史料が欠かせないのである。そこで注目すべき史料が、貞観元（六二七）年頃に唐の太宗の命をうけた虞世南が撰した『帝王略論』である。『帝王略論』は、三皇五帝から隋文帝までの明君・暗君の事績をそれぞれ「略」で簡潔にまとめた後、公子と先生の問答形式（「論」）を用いて批評した中国通史である。巻一は三皇五帝・夏・殷・周・秦、巻二は前漢・後漢、巻三は三国・両晋、巻四は南朝、巻五は北朝の各皇帝を取り上げている。『帝王略論』は、正史編纂以前に作成されたため、正史と異なる記述や皇帝評価が散見される。また、唐初における歴代君主の評価が窺える点でも興味深い。

しかし、『帝王略論』は南宋末・元代に散逸してしまい^(二)、清代には諸史料（『長短経』・『通曆』・『史通』・『太平御覽』）に引用された「論」の佚文が知られるのみであった。二〇世紀に入り、敦煌で

『帝王略論』巻一・二の写本（P二六三六・パリ国立図書館所蔵）が発見され^(三)、さらに一九三二年に日本で鎌倉時代後期（一三世紀末〜一四世紀初）に転写された金沢文庫本『帝王略論』（序・巻一・二・四・東洋文庫蔵。金沢本と略）が発見された^(四)。これにより、『帝王略論』の序・巻一・二・四を復元することが可能となった。それにも拘わらず、「論」部分の録文は作成されている^(五)が、『帝王略論』全文の録文と校訂は未だになされていない。

これまで『帝王略論』については、尾崎康氏・瞿林東氏・陳虎氏・李錦繡氏・楊晋娟氏などによって、虞世南の歴史観・歴史比較の方法・君徳思想、貞観の治や中唐以後の史学に与えた影響などについて論じられてきた^(六)。しかし、従来の研究は、尾崎康氏を除き、『帝王略論』の「論」のみに着目し、「略」に注意を払っていない。『帝王略論』は、「略」と「論」によって成立しており、その歴史観・思想内容を検討するためには、「略」と「論」の両方に目を向ける必要がある。

これまで筆者は、『帝王略論』を研究するため、全文の校訂を目指し、諸文献から佚文を収集してきた^(七)。その成果を踏まえ、既に序文の録文と校注は公開している^(八)。続く課題は、巻一・巻二・巻四の校注の公開であった。このうち巻一・巻二は敦煌本が公開されており^(九)、林聡明氏による敦煌本・金沢本の対校も存在する^(一〇)。しかし、これまで巻一・巻二の録文・校注は公開されていない。そこで本稿では『帝王略論』巻一の校注を作成し、公開することとした^(一一)。底本には金沢本（東洋文庫で閲覧可能）を用い、敦煌

本および諸史料中の佚文で校訂した(二)。校注を作成する際には、金沢本の本文に付けられている送仮名・傍訓・注記にも留意した。また、『帝王略論』巻一の「略」部分の多くが、「晋」皇甫謐撰『帝王世紀』に依拠していることを指摘した尾崎康氏の見解も踏まえ、『帝王世紀』との校訂を重点的に行った(三)。

註

- (一) 山下将司「唐初における『貞観氏族志』の編纂と「八柱国家」の誕生」(『史学雑誌』一一・一・二、二〇〇二年) 参照。
- (二) 『帝王略論』は、唐代には通史・君主論として、官僚・僧侶・処士に幅広く利用され、敦煌・日本にまで伝播した。しかし、宋代には分類が史部から子部に変わり、時代遅れの帝王学とみなされて、次第に利用されなくなり、南宋末・元初に散逸した。拙稿「唐宋時期『帝王略論』の利用状況」(寧欣主編『新材料・新方法・新視野：中国古代国家和社会変遷』北京師範大学出版社、二〇一一年) 参照。
- (三) 王重民『敦煌古籍叙録』第二卷(中華書局、一九七九年) 九四〇―九五頁。
- (四) 内藤湖南「帝王略論の発見」(内藤湖南全集 第十二卷) 筑摩書房、一九七〇年、初出一九三二年)。近年では、金程宇氏が金沢本の価値に言及している。金程宇「東洋文庫所蔵『帝王略論』残巻の文献価値」(『稀見唐宋文獻叢考』中華書局、二〇〇九年)

参照。

- (五) 陸心源輯『唐文拾遺』第一冊(文海出版社、一九六二年) 二六〇―二三四頁と、周紹良主編『全唐文新編』第三冊(吉林文史出版社、二〇〇〇年) 一五六四―一五七二頁は『長短經』・『通曆』に依拠し、「論」を収録した。陳尚君輯校『全唐文補編』(中華書局、二〇〇五年) 第一冊三七七―三八頁、第三冊二二二―二四〇―二二五頁は、敦煌本と金沢本の序文を収録している。陳虎沢注『帝王略論』(中華書局、二〇〇八年) は、敦煌本・『長短經』・『通曆』をもとに「論」の現代中国語訳を作成した。胡洪軍・胡遐輯注『虞世南詩文集』(浙江古籍出版社、二〇一二年) 一一三―一二〇頁、一三二―二〇六頁に、序と「論」の録文がある。林聰明「虞世南帝王略論両写本校記」(『東吳文史學報』六、一九八八年) は敦煌本と金沢本を比較し、『帝王略論』序・卷一・卷二の校訂を行った。
- (六) 尾崎康「虞世南の帝王略論について」(『斯道文庫論集』五、一九六七年)、瞿林東「『帝王略論』―唐初史論的傑作」・「説『帝王略論』的歴史比較方法」(『唐代史学論稿』北京師範大学出版社、一九八九年)、陳虎「『帝王略論』与唐代史学」(『歴史文献研究』第二〇輯、華中師範大学出版社、二〇〇一年)、李錦繡「史地章」(張弓主編『敦煌典籍与唐五代歴史文化』上卷、第肆章、中国社会科学出版社、二〇〇六年)、楊晋娟「『帝王略論』君德思想探析」(『哈爾濱学院学報告』二〇一一年・五期、二〇一一年) 参照。

(七) 中国の諸典籍における佚文については、前掲註二拙稿および

拙稿『類要』中の『通曆』佚文について、『汲古』六三、二〇一三年) 参照。日本における受容状況については、拙稿『紫明抄』所引『帝王略論』について、『国語と国文学』八七・三、

二〇一〇年)、拙稿「日本における『帝王略論』の受容について—金沢文庫本を中心に—」(神鷹徳治・静永健編『アジア遊学—四〇旧鈔本の世界—漢籍受容のタイムカプセル—』勉誠出版、二〇一一年) 参照。

(八) 拙稿『帝王略論』の正統観—南北朝の皇帝評価を中心に—

(榎本淳一編『古代中国・日本における学術と支配』同成社、二〇一三年) 参照。

(九) 敦煌本の写真については、神田喜一郎編『敦煌秘籍留真新編』

上巻(黄永武主編『敦煌叢刊』新文豊出版公司、一九八五年) 三八一—三九〇頁、黄永武主編『敦煌宝藏』第一二三冊(新文豊出版公司、一九八五年) 六三—六七頁、王重民原編・黄永武新編『敦煌古籍叙録新編』第六冊史部(新文豊出版公司、一九八六年) 四—二六頁、上海古籍出版社・法国国家図書館編『法藏敦煌西域文献』⑩(上海古籍出版社、二〇〇一年) 三〇—三四頁、東洋文庫蔵マイクロフィルム写真版、IDP (International Dunhuang Project) のHPのデータベース公開写真などが参照できる。

(一〇) 前掲註五林論文参照。後に中国唐代学会編『中華叢書 唐代研究論集 第三輯』(新文豊出版公司、一九九二年) に転載され

た。

(一一) なお、『帝王略論』巻四校注については、拙稿『帝王略論』巻四校注稿』(『國土館東洋史学』七・八・九合併号、二〇一六年) 参照。

(一二) 金沢本の書誌情報については、前掲註六尾崎論文および前掲註一—拙稿参照。敦煌本については前掲註五林論文・前掲註六李論文参照。また、本稿で用いた佚文は、「唐」趙蕤撰『長短經』巻二君徳所引秦始皇帝論と「唐」逢行珪注『鬻子』大道文王問第八所引黄帝略・顓頊略・帝嚳略・帝堯略・舜略・夏禹略である。

(一三) 前掲註六尾崎論文参照。『帝王世紀』は既に散逸しているため、その佚文を集めた徐宗元輯『帝王世紀輯存』(中華書局、一九六四年) および新美寛『本邦残存典籍による輯佚資料』正・続(京都大学人文科学研究所、一九六八年) を参照した。

凡例

○金沢文庫本『帝王略論』（以下、金と略）を底本とし、敦煌本『帝王略論』（P二六三六。以下、敦と略）、『長短経』（以下、長と略）、『鬻子』注（以下、鬻と略）で校訂した。

○校訂箇所には漢数字で番号を振って、校訂内容を示した。『帝王略論』の佚文が存在しない箇所、典拠史料に基づいて修正の必要があると判断した箇所には、底本の文字を残した上で「」を附して示し、文字を補った箇所は（ ）で示した。

○本稿では、解釈の便をはかるため、異体字は正字に改め、句読点をほどこした。

○引用書籍の版本は以下の通り。

- 『周易』…『十三経注疏 周易正義』北京大学出版社、二〇〇〇年
- 『尚書』…『十三経注疏 尚書正義』北京大学出版社、二〇〇〇年
- 『毛詩』…『十三経注疏 毛詩正義』北京大学出版社、二〇〇〇年
- 『春秋左氏伝』…『十三経注疏 春秋左伝正義』北京大学出版社、二〇〇〇年

- 『礼記』…『十三経注疏 礼記正義』北京大学出版社、二〇〇〇年
- 『論語』…『十三経注疏 論語注疏』北京大学出版社、二〇〇〇年
- 『孝経』…『十三経注疏 孝経注疏』北京大学出版社、二〇〇〇年
- 『莊子』…劉文典撰、趙鋒・諸偉奇點校『莊子補正』中華書局、二〇一五年

- 『楚辞』…洪興祖撰、黃靈庚點校『楚辞補注』上海古籍出版社、二〇一五年

『淮南子』…張雙棣撰『淮南子校釋』北京大学出版社、二〇一三年

『史記』…中華書局、二〇一四年

『論衡』…張宗祥校注、鄭紹昌標点『論衡校注』上海古籍出版社、二〇一三年

『三国志』…中華書局、一九八二年

『宋書』…中華書局、一九七四年

『魏書』…中華書局、一九七四年

『北堂書鈔』…学苑出版社、一九九八年

『經典积文』…欽定四庫全書薈要、吉林出版集团有限责任公司、二〇〇五年

『藝文類聚』…上海古籍出版社、一九九九年

『群書治要』…古典研究会『群書治要（二）』汲古書院、一九八九年

『鬻子』…鍾肇鵬撰『鬻子校理』中華書局、二〇一〇年

『長短経』…百部叢書集成本、藝文印書館、一九六八年

『初学記』…中華書局、二〇〇四年

『太平御覽』…大化書局、一九七七年

『三教指帰覚明注』…正保二年（一六四五）刊本

校注

太昊 炎帝 黄帝^(一) 少昊 顓頊 帝嚳 唐堯 虞舜^(二) 夏禹

太康 少康 桀^(三) 殷湯 太戊 武丁 紂 周文王 武王 成王

(康王)^(四) 厲王 宣王 幽王 平王 秦始皇王^(五) 二世^(六)

(一) 敦…黄帝の右下に小字で「三皇」と記す。

(二) 敦…虞舜の右下に小字で「五帝」と記す。

(三) 金…「桀」が無い。本文中に「略」が立てられていることから、敦によって補った。

(四) 金…敦…「康王」が無い。本文中に「略」が立てられていることから補った。

(五) 金…敦…「王」。虞世南が『帝王略論』執筆時にあえて「王」とした可能性もあるが、略部分では「始皇帝」とする。「王」は「皇」の形譌か。

(六) 敦…「殷湯」の右に「上」、「太戊」の右に「下」、「周文王」の右に「上」、「武王」の右に「上」、「秦始皇」の右に「上」、「二世」の右に「下」の小字を記す。

略曰、太昊帝庖犧氏、姓風、蛇身人首、有聖德。始作瑟卅五絃^(七)、制嫁娶之禮。受龍圖、有景龍之瑞、故以龍紀官、故曰龍師。仰則觀象於天、俯則觀法於地。始作八卦、以通神明之德。結繩而^(八)治、爲網罟以田^(九)以漁。取犧牲以充庖厨、故号曰庖犧氏、或号伏羲氏^(一〇)。

(七) 金…「弦」、敦…「絃」。『藝文類聚』卷一帝王部一太昊庖犧氏引用

『帝王世紀』に「作瑟三十六絃」とあることから、敦が正しい。以下の「絃」も同じ。

(八) 金…「而」、敦…「爲」。

(九) 金…「略」、敦…「田」。『周易』繫辭下の現行本には「作結繩而爲罟罟、以佃以漁」とあるが、『經典釈文』卷二には「佃音田、本亦作田」とあり、「田」とする別本もあった。また、『藝文類聚』卷一帝王部一太昊庖犧氏引用『周易』には「而爲網罟、以畋以漁」とある。

このことから、金の「略」は「畋」の形譌であろう。ここでは敦に従った。

(一〇) 敦…「氏」が無い。

略曰、炎帝神農氏、姓姜、人身牛首。始作五絃之琴^(一一)、斲木爲枳^(一二)、揉^(一三)、揉^(一四)、木爲耒耨^(一五)、始教天下種穀^(一六)、故号曰^(一七)神農。嘉禾生、醴泉出、以日中爲市、交易而退、各得其所。始重八卦、爲六十四焉。

(一一) 金…「琴」、敦…「瑟」。『藝文類聚』卷一帝王部一神農氏引用『帝王世紀』に「作五絃之琴」とあることから、金が正しい。

(一二) 金…敦…「枳」。金の「枳」の右には「スキト」と訓点がふられている。『周易』繫辭下に「斲木爲枳」とあることから、「枳」が正しい。「枳」は「枳」(訓はスキ)の形譌であろう。

(一三) 金…敦…「揉」。『周易』繫辭下に「揉木爲耒」とあることから、「揉」が正しい。「揉」は「揉」の形譌であろう。

- (一四) 金・敦：「爲耒耨」。『周易』繫辭下には「揉木爲耒」とあるが、『經典釈文』卷二に「本或揉木爲之耒耨、非」とあるように「爲之耒耨」とする別本もあった。「耨」は「耨」の形譌である。
- (一五) 金：「穀」、敦：「槩」。槩は「馨」の異体字。「馨」では文が通じない。『藝文類聚』卷一「帝王部」神農氏引用『帝王世紀』に「始教天下種穀」とあることから、金が正しい。以下も同様。
- (一六) 敦：「日」が無い。

略曰、黄帝軒轅氏、有熊國君少典之子、姓公孫。始垂衣裳、造書契、置史官、爲舟楫^(一七)以濟不通。服牛乘馬、始^(一八)立棟宇。重門擊柝^(一九)、以待暴客。爲杵臼以利萬民^(二〇)、作弧矢以威天下。諸侯有不服者、從而征之、凡五十二戰^(二一)、而天下大服。有^(二二)草生於庭、倭人入則^(二三)指之、名曰屈軼之草。鳳皇巢于^(二四)阿閣、麒麟遊于苑^(二五)。始^(二六)作律管^(二七)、興封禪之禮^(二八)。子青陽立。是爲少昊帝。右三皇。

- (一七) 金：「楫」、敦：「楫」、馨：「楫」。楫は「楫」の異体字。『三教指帰覚明注』下之下引用『帝王世紀』に「爲舟楫以濟不通」とあることから、金に従う。
- (一八) 馨：「始」が無い。

- (一九) 金：「柝」、敦・馨：「柝」。金の「柝」の右には「タク」と訓点が付られている。『群書治要』卷一「史記上本紀引用『帝王世紀』」に「重門擊柝」とあることから、敦・馨が正しい。「柝」は「柝」(漢音はタク)の形譌であろう。

- (二〇) 金・敦：「民」、馨：「姓」。馨が「姓」とするのは、唐太宗李世民的避諱である。

- (二一) 金：「載」、敦：「戰」。載では文が通じない。『藝文類聚』卷一「帝王部」黄帝軒轅氏引用『帝王世紀』に「凡五十二戰」とあることから、敦が正しい。

- (二二) 敦：「天下大服、有」を「草生於」の右に小字で記す。脱字を補ったものと思われる。

- (二三) 金：「則」を「入」の右下に小字で記す。脱字を補ったものと思われる。

- (二四) 金：「乎」、敦：「于」。乎では文意に合わない。『三教指帰覚明注』下之下引用『帝王世紀』に「鳳皇巢于阿閣」とあることから、敦が正しい。

- (二五) 金：「乎苑」、敦：「于」。乎では文が通じない。また、敦には「苑」の字が無いが、文字の並びから二字がふさわしい。『三教指帰覚明注』下之下引用『帝王世紀』に「麒麟遊苑」とあることから、金が正しい。敦に従って金の「乎」を「于」に改め、「于苑」とする。

- (二六) 馨：「始」が無い。『三教指帰覚明注』下之下引用『帝王世紀』に「始作律管」とあることから、金・敦が正しい。

- (二七) 金・馨：「造律管」、敦：「作律管」。作と造は同義。『三教指帰覚明注』下之下引用『帝王世紀』に「始作律管」とあることから、「作律管」とする。

- (二八) 馨：「之禮」が無い。

略曰、少昊、名摯、字青陽、号金天氏。有鳳鳥之瑞、故以鳥名官。於是官脩其方、天下大治。

略曰、帝顓頊、高陽氏、黄帝之孫、昌意之子、姓姬。平九黎之亂、民^(二九)神不雜^(三〇)、萬^(三一)物有序。

(二九) 金・敦^(二九)、「民」、鬻^(二九)、「人」。鬻の「人」は、唐太宗の避諱である。

(三〇) 金^(三〇)・「離」、敦^(三〇)・鬻^(三〇)、「雜」。『藝文類聚』卷一帝王部一顓頊高陽氏引用『帝王世紀』に「民神不雜」とあることから、敦・鬻が正しい。「離」は「雜」の形譌であろう。

(三一) 金・鬻^(三一)・萬^(三一)・敦^(三一)・「方」。『藝文類聚』卷一帝王部一顓頊高陽氏引用『帝王世紀』に「萬物有序」とあることから、金・鬻が正しい。「方」は「万」の形譌であろう

略曰、帝嚳^(三二)、高辛氏、名俊^(三三)、姓姬^(三四)。平共工之亂、作^(三五)鞀^(三六)・鼓^(三七)・鍾^(三八)・磬^(三九)・箎^(四〇)・箏^(四一)。鳳皇鼓翼而舞^(四二)。

(三二) 敦^(三二)・「鬻」が無い。『帝王略論』は君主の名を明記していることから、金が正しい。

(三三) 金^(三三)・「名俊」が無い。敦によって補った。

(三四) 金^(三四)・「姓姬」、敦^(三四)・「姬姓」。『帝王略論』は必ず姓某と記している

ことから、金が正しい。

(三五) 金^(三五)・「作」、敦^(三五)・「制」。『制』と『作』は同義。

(三六) 金^(三六)・「箎」、敦^(三六)・「埴」。

(三七) 金^(三七)・「箎」、敦^(三七)・「箎」。「箎」は家がゆがむという意。文が通じない。「箎」は笛の一種。金は「箎」の「虎」部分を「席」とした避諱字を誤写したものと思われる。敦に従う。なお、敦は「箎」の「虎」部分を「席」としている。また、鬻は六つの楽器を「鞀・鞀・鐘・鼓・箎・席」としており、異同が激しい。金の「箎」と鬻の「席」は、「箎」の避諱字の誤写であろう。

(三八) 金^(三八)・「舞」、敦^(三八)・「舞」。「舞」と「舞」は同義。

略曰、帝堯、陶唐氏、名放勳、黄帝之孫、姓祁。聰明文思、允恭克讓。以尹壽^(三九)爲師、許由爲友。堂高三尺、茅茨不翦、土階三等^(四〇)。夏日葛衣、冬日鹿裘。有草生於階、以月初一日生一莢^(四一)、至卅日、日^(四二)落一莢。若月小、則餘^(四三)一莢、厭^(四四)而不落。名曰蓂莢。堯觀之、以知旬朔^(四五)。又脯生^(四六)於厨、其形^(四七)如透^(四八)「箎」、名曰透「箎」脯。暑夏之日、厨内常涼。於時景星見、甘露降、醴泉出、朱草生、鳳皇止庭。故仲尼云「唯天爲大、唯堯則之。蕩蕩乎、民^(四九)無能名焉。巍巍乎、其有成功者^(五〇)也。」乃舉舜而禪天下焉。崩年百一十八歲。

(三九) 金^(三九)・「壽」、敦^(三九)・「喜」。『藝文類聚』卷一帝王部一帝堯陶唐氏引用『帝王世紀』に「乃以尹壽・許由爲師」とあることから、金が正しい。

(四〇) 金^(四〇)・「等」、敦^(四〇)・「寸」、鬻^(四〇)・「尺」。『群書治要』卷一史記上本紀引用『帝王世紀』に「堯堂高三尺、土階三等」とあることから、

金が正しい。

(四一) 金：「英」、敦：「莢」。『初学記』卷四歳時部下・月晦第四引用『帝王世紀』に「毎月朔生一莢」とあることから、敦が正しい。「英」は「莢」の形譌であろう。以下も同様。

(四二) 金：「日」が無い。文が通じない。敦に従う。

(四三) 敦：「餘」が無い。『初学記』卷四歳時部下・月晦第四引用『帝王世紀』に「若月小則餘一莢」とあることから、金が正しい。

(四四) 敦：「厭」が無い。『初学記』卷四歳時部下・月晦第四引用『帝王世紀』に「厭而不落」とあることから、金が正しい。なお、金の

「厭」の右には「アマリ」と訓点がふられている。これは三字上の「餘」にふるべき訓点を誤ったものと思われる。

(四五) 金：「朔」、敦：「朝」。「朝」では文が通じない。「旬朔」は十日と一日の意。金が正しい。

(四六) 金：「肺生」、敦：「生肺」。

(四七) 金：「形」、敦：「彩」。『藝文類聚』卷一帝王部一帝堯陶唐氏引用『帝王世紀』に「其薄如髮形」とあることから、金が正しい。

(四八) 金・敦：「選」。「選」は速く行くという意であり、文が通じない。金は「選」の右に「セフ」、左に「サフ」と訓点をふっている。「選」

の漢音は「サフ」であり、「セフ」ではない。もともと別の字であった可能性が考えられる。『論衡』卷一七是応篇には「筵肺生於庖厨者、

言厨中自生肉脯、薄如筵形」とあり、「選」ではなく「筵」となっている。「筵」は扇の意。漢音は「セフ」・「サフ」であり、金の訓点と

一致する。「選」は「筵」の形譌か。

(四九) 金・敦：「民」、鬻：「人」。鬻の「人」は、唐太宗の避諱である。

(五〇) 鬻：「者」が無い。出典である『論語』秦伯には「其有成功也」とあり、「者」はない。しかし、虞世南が『帝王略論』執筆時に「者」をつけた可能性もあるので、そのままとする。

略曰、帝舜、有虞氏、高陽之後、姓媯。瞽瞍(五一)之子。父頑母嚚

弟傲。舜少而至孝、堯聞其(五二)聰明而(五三)用之。舜乃舉禹爲司空、

以治(五四)水土。棄爲后稷、以播百穀。高(五五)爲司徒、以教萬民(五

六)。皋陶爲士(五七)、以理獄訟。垂爲共工、以典工巧(五八)。益(五九)

爲(六〇)朕虞、以育草木。伯夷爲秩宗、以典三禮。夔爲樂正、以和

神人。百僚咸得其才。堯乃禪以天下、天下(六一)太(六二)平。乃作歌

(六三)曰「元首明哉、股肱良哉、庶事康哉。」又歌曰「元首叢脞哉、

股肱惰哉、萬事隳(六四)哉。」于時日月光華、卿雲叢聚(六五)、

彈五絃之琴、歌(六六)南風之詩曰(六七)「南風之薰兮、可以解吾民之(六

八)愠兮、南風之時兮、可以阜吾民之財兮。」作籥(六九)韶之樂、鳳

皇來儀、擊石拊(七〇)石、百獸率舞(七一)。故仲尼云(七二)韶「盡美矣、

又盡善也。」以位禪禹。年百歲崩。右五帝。

(五一) 金：「腹」、敦：「瞍」。『初学記』卷九綏叙帝王引用『帝王世紀』

に「瞽瞍」とあることから、敦が正しい。「腹」は「瞍」の形譌であ

らう。

(五二) 鬻：「其」が無い。

(五三) 敦：「而」が無い。

(五四) 金・敦：「治」、鬻：「平」。鬻が「平」とするのは、唐高宗李治

の避諱である。

(五五) 金：「禹」、敦・鬻：「高」。『史記』卷一 五帝本紀および『藝文類聚』卷一 帝王部 帝舜有虞氏引用『帝王世紀』によれば、このとき司徒になったのは契である。「高」は契の古字。このことから、敦・鬻が正しい。「禹」は「禹」の形諱であろう。

(五六) 金・敦：「萬民」、鬻：「百姓」。鬻が「百姓」とするのは、唐太宗の避諱である。

(五七) 金：「士」、敦・鬻：「士師」。『藝文類聚』卷一 帝王部 帝舜有虞氏引用『帝王世紀』に「皐繇爲士」とあることから、金が正しいと思われる。

(五八) 敦：「以典工巧」、鬻：「以典衆作」、金：四字が抜けている。脱字と思われる。ここでは、敦によって補った。

(五九) 金・敦：「益」、鬻：「伯益」。『藝文類聚』卷一 帝王部 帝舜有虞氏引用『帝王世紀』に「益爲朕虞」とあることから、金・敦が正しい。

(六〇) 敦：「爲」、鬻：「作」、金：「爲」が無い。『藝文類聚』卷一 帝王部 帝舜有虞氏引用『帝王世紀』に「益爲朕虞」とあることから、敦に従う。

(六一) 金：「天下」が無い。敦によって補う。

(六二) 金：「大」、敦：「太」。「大」では文が通じない。「大」は「太」の形諱であろう。敦に従う。

(六三) 金：「歌」、敦：「哥」。「哥」と「歌」は同義。以下も同様。

(六四) 金・敦：「隳」。しかし、『史記』卷二 夏本紀、『尚書』益稷に「萬

事墮哉」とあることから、「墮」が正しい。「隳」は「墮」の形諱であろう。

(六五) 金：「聚」が無い。『宋書』卷二 七符瑞上に舜の治世を称え「慶雲叢聚」とあることから、敦が正しい。

(六六) 金：「詠」、敦：「咏」、鬻：「歌」。「咏」・「歌」は同義。『初学記』卷一 天部上風六引用『帝王世紀』に「舜彈五絃琴、歌南風詩曰」とあることから、鬻に従う。

(六七) 金：「南風之詩曰」が無い。敦によって補う。

(六八) 金：「之」が無い。『初学記』卷一 天部上風六引用『帝王世紀』に「可以解吾民之愠兮」とあることから、敦が正しい。敦によって補う。

(六九) 金：「蕭」、敦：「簫」。「蕭」と「簫」は同義。『藝文類聚』卷一 帝王部 帝舜有虞氏引用『帝王世紀』に「乃作大韶之樂、簫韶九成」とあることから、敦に従う。

(七〇) 金：「拊」、敦：「撫」。「拊」と「撫」は同義。

(七一) 金：「舞」、敦：「儻」。「儻」と「舞」は同義。

(七二) 金：「云」、敦：「曰」。

略曰、伯禹、夏后氏、姓姁、名文命、高陽之孫、父皞^(七三)。治洪水九年、其功不成、堯放之於羽山。舜乃舉禹治水。不貴尺璧而重寸陰、櫛風沐雨、冠掛^(七四)不顧、履脫不納^(七五)。其仁可親^(七六)、其言可信。聲爲律、身爲度、一沐三捉^(七七)髮、一^(七八)食^(七九)三起。陸行載車、水行載舟、泥^(八〇)行蹈鞫^(八一)、山行乘輻。治水十

三年、三過其^(八二)門、聞兒泣聲而不入也。於是鑿龍門、關伊闕、導九河、所存者七百國。河出圖書^(八三)。年百歲崩。子啓立。啓^(八四)崩、子太康立。

公子曰「夏禹之德、何以不逮於堯舜。」

先生曰「昔者三五之隆^(八五)、爲^(八六)而不宰。玄功潛運、莫得而^(八七)名。是^(八八)以帝堯之時、有老人擊壤於路曰「吾日出而作、日入而息、鑿井而飲、耕田而食、帝何力於我哉。」由此^(八九)言之、至

聖之^(九〇)德無跡可尋。故曰「至人無己^(九一)、神人無功、聖人無名。」是以百姓日用而不知也。三代德衰、功用始顯。聞夫夏后之世、敷九

土、乘四載、建萬國、定九州、棊木導川、其勤^(九二)至矣。故左傳曰^(九三)「微禹之功、吾其魚乎^(九四)。」帝王之功、莫此爲盛。」

(七三) 金：「眩」、敦：「眩」。「眩」と「眩」は同義。いずれも「繇」の異体字。

(七四) 金：「掛」、敦：「桂」。「桂」では文が通じない。『淮南子』原道訓に「冠挂而弗顧」とあることから、「桂」は「挂」の形譌であろう。

「挂」と「掛」は同義。ここでは金に従う。

(七五) 鬻：「冠履不顧」。「冠掛不顧、履脫不納」を省略したものと思われる。

(七六) 金：「其仁可親」、敦：「其人可觀」。『史記』卷二夏本紀に「其仁可親」とあることから、金が正しい。

(七七) 金・敦：「捉」。『北堂書鈔』卷一一求賢三九引用『帝王世紀』は「一沐三捉」とする。しかし、『藝文類聚』卷一一帝王部一帝夏禹引用『帝王世紀』は「一沐三握髮」とする。

(七八) 金：「二」、敦：「一」。金は「二」に「ヒトタヒ」と訓点をふつている。『北堂書鈔』卷一一求賢三九引用『帝王世紀』に「一食三起」とあることから、敦が正しい。

(七九) 金：「食」、敦：「食而」。『北堂書鈔』卷一一求賢三九引用『帝王世紀』に「一食三起」とあることから、金が正しい。

(八〇) 金：「泥」、敦：「泥」。「泥」は「泥」の別字。『史記』卷二九河渠書に「泥行踏履」とあることから、敦に従う。

(八一) 金：「踏履」、敦：「乘躡龍」。『史記』卷二九河渠書には「泥行踏履」とあり、『史記』卷二夏本紀には「泥行乘履」とある。ここでは、

かりに金に従う。なお、敦は「躡」の下に「龍」を記しているが、文が通じない。「龍」は衍字であろう。

(八二) 金：「其」が無い。敦によって補う。

(八三) 敦：「書」が無い。

(八四) 敦：「啓」が無い。文が通じない。金に従う。

(八五) 敦：「之隆」が無い。

(八六) 金：「爲」、敦：「雖爲」。

(八七) 金：「而」、敦：「爲」。

(八八) 金：「是」、敦：「而是」。

(八九) 金：「此而」、敦：「此」。「此而」では語調に合わない。敦に従う。

(九〇) 敦：「之」が無い。

(九一) 金：「己」、敦：「己」。金は「己」の右に「ヤムコト」、左に「ヲノレ」と訓点をふつている。出典の『莊子』内篇・逍遙遊に「至人無己」とあることから、「己」(訓はオノレ)が正しい。

(九二) 金：「勳」、敦：「慙」。『慙』と『勳』は同義。

(九三) 金：「曰」、敦：「云」。

(九四) 金・敦：「吾其魚乎」、鬻：「人皆魚矣」。『春秋左氏伝』昭公元年
に「微禹、吾其魚乎」とあることから、金・敦が正しい。

略曰、帝太康好^(九五)田獵。田于有洛之表、十旬不反^(九六)。厥弟五

人御其母以從、五子咸怨、乃作歌曰「内作色荒、外作禽荒、甘酒嗜

音、峻宇雕牆、有一于^(九七)此、未或弗亡。」於是有窮之君曰羿、

因民弗忍、距之于河。太康爲羿所距、失位而崩。生帝相。相爲羿所

滅。羿又爲其臣寒浞所滅。相有遺腹子曰少康。

公子曰「天子有爭臣七人、雖無道、不失其^(九八)天下。太康有五弟、

如此竭忠盡智、以輔其君、上可以追堯舜之跡、下可以安國導^(九九)

主、而無益於危亡、何也。」

先生曰「何代無賢、用與不用。屈原非不智也、見放於楚。子胥非不

忠也、流尸於吳。使二主能用兩賢、則楚爲七國之雄、吳作九州之伯

矣。豈有入關^(一〇〇)發憤、涌東^(一〇一)長歎者乎。人主^(一〇二)

若能觀五子之詞^(一〇三)、以爲鑒戒、欲求危亂^(一〇四)、其可得乎。箴

規^(一〇五)要功^(一〇六)、極於此矣。」

(九五) 金：「好」が無い。文が通じない。敦によつて補う。

(九六) 金：「返」、敦：「反」。『反』と『返』は同義。『尚書』五子之歌

に「敢于有洛之表、十旬弗反。」とあることから、敦に従う。

(九七) 金：「于」、敦：「於」。『於』と『于』は同義。

(九八) 金：「其」が無い。出典の『孝經』諫諍章に「昔者天子有爭臣七

人、雖無道、不失其天下」とあることから、敦によつて補う。

(九九) 金：「導」、敦：「尊」。

(一〇〇) 金・敦：「開」。『開』では文が通じない。『關』の形

譌であろう。以下も同様。

(一〇一) 金：「涌東」が無い。この箇所は対句表現なので、敦が正しい。

(一〇二) 金：「人主」が無い。かりに敦に従う。

(一〇三) 金：「詞」、敦：「誦」。

(一〇四) 金：「亂」、敦：「哉」。『哉』では文意に合わない。金に従う。

(一〇五) 金：「箴頑」、敦：「箴規」。金は「箴」の右に「カクシ」と訓

点をふつている。「カクシ」は「箴」の古訓である。しかし、「箴

でも「箴」でも文が通じない。敦の「箴規」は誡めの意である。お

そらく、「箴(箴)」は「箴」、「頑」は「規」の形譌であろう。敦に

従う。

(一〇六) 金・敦：「功」。『要功』は功名を取る意で、文意に合わない。

「要切」が肝要で適切なことこの意であることから、「功」は「切」の

形譌であろう。

略曰、少康、帝相之子、母有仍氏女。相之遇害、其妃逃還有仍、生

少康。少康長爲仍牧^(一〇七)。正。寒泥聞其賢、使其子澆求之。少康懼

逃奔、有虞爲之庖正。其後遂滅澆・澆^(一〇八)。還復禹跡、祀夏配天、

不^(一〇九)失舊物、夏道復興。論在漢光武章。其後十六世至帝桀^(一一〇)。

(一〇七) 金：「牧」、敦：「枚」。『春秋左氏伝』哀公元年に「生少康焉。

爲仍牧正」とあることから、金が正しい。

(一〇八) 金：「滅澆」、敦：「滅促・繞」。敦は「滅泥・澆」の誤りと思われる。敦の「促」を「泥」に正した上で補った。

(一〇九) 金：「不」、敦：「下」。『春秋左氏伝』哀公元年に「祀夏配天、不失舊物。」とあることから、金が正しい。

(一一〇) 金：「傑」、敦：「桀」。敦が正しい。以下の「帝桀」、「桀有才」も同様。

略曰、帝桀、名履(一一二)癸。帝發之子也。桀有(才)(一一三)、力能申鉤索鐵。嬖妃曰未喜。未喜所言、桀皆從之。爲象廊・玉牀(一一三)・璇室・瑤臺・金柱三千・肉(一一四)山脯林。有諫者、以爲詬(一一五)言、而(一一六)罪之。湯使人哭之、乃囚湯於夏臺而後釋之。關「關」龍逢引黃圖以諫。桀曰「子又詬言矣。吾之有民、如天之有日。日可亡乎、日亡吾乃亡也。」於是焚黃圖、煞龍逢。兩日鬪、五星錯行、鬼呼於國、枉矢流火、神見。立五十二年、爲湯所放(一一七)。論在殷紂章。

(一一一) 金：「履」が無い。『史記』卷二夏本紀に「子帝履癸立、是爲桀」とあることから、敦によって補う。

(一一二) 金：「桀有力」、敦：「桀方有力」。『太平御覽』卷八二皇王部七帝桀引用『帝王世紀』に「帝桀淫虐有才、力能伸鉤索鐵」とあることから、本来は「桀有才」だったのではないだろうか。金は「才」を落とし、敦は「才」を「方」と誤り、さらに語順も誤ったと思われる。

(一一三) 金：「床」、敦：「牀」。「床」と「牀」は同義。『太平御覽』卷八二皇王部七帝桀引用『尸子』に「桀爲璇室・瑤臺・象廊・玉牀」

とあることから、敦に従う。

(一一四) 金：「完」、敦：「肉」。「完」は「肉」と同義。敦に従う。

(一一五) 金：「詬」、敦：「妖」。「詬」と「妖」は同義。以下も同様。

(一一六) 敦：「而」が無い。

(一一七) 敦：「放」を「所」の左下に小字で記す。脱字を補ったものと思われる。

略(一一八)曰、殷湯、名履、姓子、契(一一九)之後、主(一二〇)癸之子也。與葛伯爲隣、葛伯不祀、湯使問之、答曰「無以供粢盛。」湯使衆爲之耕。童子餉食、葛伯奪其食而煞之。湯乃征葛伯。東征西夷怨、南征北狄怨。曰「奚獨後予。后來其蘇(一二一)。」出見(一二二)張羅者、呪其網曰「從天下者(一二三)、從地出者、從四方來者、皆入吾網。」湯曰「盡之矣。」乃除其三面、留其一面、更呪曰「欲左者左、欲右者右、欲南者南、欲北者北(一二四)、欲高者高、欲下者下。吾取其犯命者耳。」諸侯聞之、一時歸湯者卅六國(一二五)。有白狼銜鉤入於朝、及黃魚黑玉之瑞。以(一二六)伊尹爲相。伐桀放之於(一二七)南巢之山。其後七年大旱。史卜云(一二八)、當以人禱。湯乃翦(一二九)髮斷爪、自爲犧牲、禱於桑林之社、言未已而雨大至、方數(一三〇)千里。踐天子位。十三年崩。九世至太戊。公子曰「成湯之德、何者爲首。」先生曰「仁人也。」公子曰「何謂仁人。」先生(一三一)曰「若夫解三面之網、則翮飛彼其澤、翦髮爲犧牲、則黔

首蒙其惠。仁人之利、不亦遠乎。是以易云、君子居其室出其言、善則千里之外應之、況其邇者乎。此之謂矣。」

公子曰「殷湯以武平亂、功施天下。不稱其武而語其仁何也。」

先生曰「仲尼云「驥不稱其力而稱其德。」夫葛伯不祀失禮之主也」

三〇。夏桀狂暴失道之君也。無禮則亂、無^(一三三)道則虐。亂虐之主、

害及生民。湯救焚拯溺、以安天下。是故東征西怨、此非仁人之效歟。」

(一八) 金「略」、敦「殷略」。

(一九) 金「契」、敦「高」。「高」は「契」の別名である。

(二〇) 金「主」、敦「王」。『史記』卷三殷本紀に「主癸卒、子天乙

立、是爲成湯」とあることから、金が正しい。

(二一) 金「后復來蘇」、敦「后來其蘇」。『尚書』仲虺之誥に「后來

其蘇」とあることから、敦が正しい。

(二二) 金「見」、敦「覲」。『藝文類聚』卷一二帝王部二殷成湯引用

『帝王世紀』に「出見羅者」とあることから、金が正しい。

(二三) 金「從天下者」が無い。『藝文類聚』卷一二帝王部二殷成湯

引用『帝王世紀』に「方祝曰、從天下者、從地出者、四方來者、皆

入吾羅」とあることから、敦によって補った。

(二四) 敦「欲北者欲北、高者高」とし、語順を誤っている。

(二五) 金「國」が無い。『藝文類聚』卷一二帝王部二殷成湯引用『帝

王世紀』に「一時歸者三十六國」とあることから、敦によって補っ

た。

(二六) 金「以」が無い。敦によって補う。

(二七) 敦「於」が無い。

(二八) 金「之」、敦「云」。「之」では文が通じない。『藝文類聚』

卷一二帝王部二殷成湯引用『帝王世紀』には「殷史曰」とある。「曰

と「云」がほぼ同義であることから、敦が正しい。

(二九) 金「翦」、敦「剪」。「翦」と「剪」は同義。以下も同様。

(三〇) 金「數」、敦「如」。『藝文類聚』卷一二帝王部二殷成湯引用

『帝王世紀』に「方數千里」とあることから、金が正しい。

(三一) 金「生」が無い。文が通じない。敦によって補う。

(三二) 敦「也」が無い。ここは対句表現であるので、金が正しい。

(三三) 敦「無」を「道」の右に小字で記す。脱字を補ったものと思

われる。

略曰、太戊、太康之子。有桑穀生於朝、且而大拱。太戊懼而脩^{(三}

四) 德、三年、重譯^(三五)而至者十六國。四世^(三六)至祖乙。以巫

咸爲佐、殷道復興。六世至盤庚。始改殷曰商^(三七)。能脩湯政、殷

道復興。三世至武丁。論在^(三八)漢光武章。

(三四) 金「脩」、敦「循」。「脩」と「循」は同義。以下も同様。

(三五) 金「譯」、敦「驛」。『尚書』咸有一德の正義引用『帝王世紀』

に「三年而遠方重譯而至七十六國」とあることから、金が正しい。

(三六) 金「而二世」、敦「四世」。金の「而」は衍字であろう。『史

記』卷三殷本紀によれば、太戊の後、中丁・外壬・河亶父を経て祖

乙にいたることから、敦が正しい。

(三七) 金・敦「始改殷爲商」。しかし、『太平御覽』卷八三皇王部八

帝盤庚引用『帝王世紀』に「帝盤庚徙都殷。始改商曰殷」とあるよ

うに、盤庚の時代に商を殷と呼ぶようになった。このことから、本来は「始改商爲殷」が正しい。ただし、虞世南が『帝王略論』執筆時に誤った可能性もあるため、ここでは変更しない。

(一三八) 金：「在」、敦：「見」。

略曰、武丁、小乙之子。有雉升鼎耳(一三九)而雉、武丁懼而思道。夢天賜賢人、使百工求之於傳巖之野、乃得傳說(一四〇)、登以爲相。殷道復興。後七世至帝紂。

公子曰「伊尹相成湯於前、傳說佐武丁於後。二人功業、孰者爲優。」先生曰「文王卜而遇太公、武丁夢而求傳說。若非命世大(一四一)賢、德參(一四二)辰象、豈能感斯冥契、擢(一四三)自草萊。但遭遇異時、故功業不同耳。觀說命之書、勸戒忠篤、規摹弘遠。實王佐之奇才、師表(一四四)之明德、若使與伊尹同時共仕湯世、則必居左(一四五)相之任、贊升陞之業矣。」

(一三九) 金：「耳」、敦：「升」。『尚書』高宗彤日に「高宗祭成湯、有飛雉升鼎耳而雉」とあることから、金が正しい。

(一四〇) 金：「傳說」、敦：「悅」。敦は「傳說」をすべて「傳悅」として、『尚書』說命上の正義引用『帝王世紀』に「以其得之傳巖、謂之傳說」とあることから、金が正しい。

(一四一) 金：「大」、敦：「太」。「大」と「太」は同義。

(一四二) 金：「恭」、敦：「參」。「恭」では文が通じない。敦の「德參辰象」の方が文意に合う。『礼記』孔子問居に「子夏曰、三王之德、參於天地」という用例があることから、敦が正しいと思われる。

(一四三) 金：「擢」、敦：「懼」。「懼」では文が通じない。「擢」は「擢」の形誤であろう。金に従う。

(一四四) 金：「表」、敦：「遠」。「遠」では文が通じない。「師表」は模範・手本の意。金に従う。

(一四五) 金：「左」、敦：「佐」。

略曰、帝紂、名辛。又(一四六)名受。智足以拒諫、辯(一四七)足以飾(一四八)非。手搏猛獸、撫梁易柱、曳九牛以行。惑於妲己(一四九)、造傾宮・瓊室・鹿臺、飾(一五〇)以美玉。大宮百里、宮中九市、車行酒、騎行炙、以百(一五一)廿日爲一夜。與崇侯・費仲戲於離宮、爲酒池・糟丘・肉(一五二)林、男女裸而相逐、其間繩羈人頭、牽詣酒池。一鼓而牛飲者三千餘人、醉而溺死。紂(一五三)與妲己笑(一五四)以爲樂。以人食獸。作熱汁「斗」(一五五)、使人執之(一五六)、輒爛手。又爲銅柱以膏塗之、加于燃(一五七)炭之上、令(一五八)人緣焉。墜而燒死、名曰炮格(一五九)之刑。又醢鬼侯、脯鄂(一六〇)侯。比(一六一)于進諫、遂剖其心。又剖婦人腹而觀其胎、斬朝涉者脛而視其髓。六月雨雪、又雨血、又雨石(一六二)。兩日見、鬼哭、山鳴。即位卅二年、周武王伐(一六三)而煞之。

公子曰「觀(一六四)桀紂二王(一六五)、亦同稟五常之性、竝有過人之才、何爲昏亂(一六六)以至於此。」

先生曰「人生而有(一六七)嗜欲之性、愚智所同(一六八)也。耳悅鏗鏘之音、目翫靡曼之色、口甘滋腴之味、身安逸樂之娛、此物之常情(一六九)也。是故聖人制禮樂(一七〇)以防之、設師保以訓之。使人以名教自

節、而趨仁義之道。唯上聖生知、非因染習(二七二)。自中智以降、皆爲情之所引。彼二人者、非布衣草創之君・撥亂匡時之主、皆以承平繼業、漸漬膏腴。外無師傅之嚴、内闕自然之質、不知稼穡之艱難、罔識前代之成敗。及身居南面、血氣方剛、富有區中、制御萬物。威若雷霆、勢踰(二七三)風火、怒(二七三)則伏尸(二七四)百萬、喜則賞賚千室。加以絲竹管絃亂其聽、粉黛羅綺悅(二七五)其情、馳騁七獵(二七六)快其心、阿諛諂(二七七)媚從其欲。偃息於九重之内、沉湎於酒色之間、當此之時、自以爲與天地而永久、齊日月而爲量。豈龍逢・比干以區區之志、所能諫止者哉。其聞堯舜之士階茅茨、禹湯之愛人罪己、孜孜(二七八)然以百姓爲心者、則大而笑之矣。安得不危(二七九)亡者哉。」

(二四六) 金：「又」、敦：「大」。「大」では文が通じない。金に従う。

(二四七) 金：「辨」、敦：「辯」。「辨」では文が通じない。『史記』卷三 殷本紀に「言足以飾非」とあることから、敦に従う。

(二四八) 金：「飾」、敦：「識」。「識」では文が通じない。『史記』卷三 殷本紀に「飾非」とあることから、金が正しい。

(二四九) 金：「惑於姐己」、敦：「或於但己」。「或」は「惑」の音通である。「但己」は「姐己」が正しい。金に従う。

(二五〇) 金：「飾」、敦：「饒」。「饒」と「飾」は同義。

(二五一) 金：「百」、敦：「一百」。

(二五二) 金：「完」、敦：「肉」。「完」と「肉」は同義。敦に従う。
 (二五三) 金：「紂」、敦：「時」。「時」では文が通じない。金に従う。
 (二五四) 金：「笑」、敦：「咲」。「笑」と「咲」は同義。
 (二五五) 金：「汁」、敦：「升」。『太平御覽』卷八三皇王部八帝紂引用『帝

王世紀』に「乃先爲大熨斗、以火熨之」とあることから、「斗」が正しい。金の「汁」は「斗」の形譌であろう。

(二五六) 金：「使人執之」、敦：「使執之」とする。『太平御覽』卷八三皇王部八帝紂引用『帝王世紀』に「使人舉、輒爛手」とあることから、金が正しい。なお、敦は「執」の字を「之」の右に小字で記している。脱字を補ったものと思われる。

(二五七) 金：「乎然」、敦：「于然」。『太平御覽』卷八三皇王部八帝紂引用『帝王世紀』に「加于燕炭之上」とあることから、金の「乎」を「于」に改めた。

(二五八) 金：「令」、敦：「命」。「令」と「命」は同義。

(二五九) 金：「曰」が無い。『太平御覽』卷八三皇王部八帝紂引用『帝王世紀』に「名曰炮烙之刑」とあることから、敦に従う。なお、金・敦ともに「炮烙」としている。これは『史記』卷三殷本紀の「有炮烙之法」によったためと思われる。

(二六〇) 金：「鄂」、敦：「刑」。『史記』卷三殷本紀に「並脯鄂侯」とあることから、金が正しい。

(二六一) 金：「比」、敦：「北」。「北」では文が通じない。「比」は「比」の形譌であろう。金に従う。

(二六二) 金：「石」、敦：「名」。「名」では文が通じない。「名」は「石」の形譌であろう。金に従う。

(二六三) 金：「伐」、敦：「代」。「代」では文が通じない。「代」は「伐」の形譌であろう。金に従う。

(二六四) 金：「觀」、敦：「視」。「觀」と「視」は同義。

- (一六五) 金：「王」、敦：「主」。
- (一六六) 敦：「亂」を「以」の右に小字で記す。脱字を補ったものと思われる。
- (一六七) 金：「人生而有」、敦：「人有」。
- (一六八) 金：「同」、敦：「聞」。
- (一六九) 金：「清」、敦：「情」。「清」では文が通じない。「清」は「情」の形譌であろう。敦に従う。
- (一七〇) 金：「制禮樂」、敦：「制禮作樂」。しかし、ここは対句表現であるので、金が正しい。
- (一七一) 金：「染習」、敦：「習染」。
- (一七二) 金：「躒」、敦：「逾」。「躒」と「逾」は同義。
- (一七三) 金：「怒」、敦：「恕」。「恕」では文が通じない。「恕」は「怒」の形譌であろう。金に従う。
- (一七四) 金：「戸」、敦：「戶」。「戸」では文が通じない。「戸」は「戶」の形譌であろう。金に従う。
- (一七五) 金：「悅」、敦：「或」。
- (一七六) 金：「獵」、敦：「獨」。「獵」と「獨」は同義。
- (一七七) 金：「諂」が無い。ここは対句表現であることから、敦によって補う。
- (一七八) 金：「孜」が「文字」しか無い。敦によって補う。
- (一七九) 金：「危」、敦：「絶」。

略(一八〇) 曰、周文王、名昌、姓姬、其先出自帝侁(一八二)。帝侁生棄

焉、是(一八二)爲后稷。父曰王季。文(一八三)王出田卜得賢人、遇呂望於渭濱、因以爲相。紂用崇侯之讒、乃囚文王於羑里(一八四)。始(一八五)作周易象象。爲囚七年、諸侯皆從之、囚「囚」(一八六)紂懼而釋之。出行、得(一八七)枯骨、命史葬之。史曰「此無主矣。」文王曰「吾即其主也。」參分天下而有其二、猶率殷之叛(一八八)國以事紂。五星聚房、赤雀銜書止於王戸(一八九)。有虞芮二國爭田、入于周境、見周人耕者讓畔、行者讓路。於是慙愧而退、遂爲閑(一九〇)田。百姓聞之、一時歸周(一九一)餘國。年九十七而崩(一九二)、子武王立。

公子曰「文王率殷之叛國以事紂、是助紂(一九三)爲虐、使紂得志天下、流毒百姓。文王之(一九四)爲也、何不仁之甚也(一九五)。孰(一九六)若直詞(一九七)正諫、以匡其惡。」

先生曰「夫機者、動之微也(一九八)。非聖人弗能見也。于(一九九)時歷數雖改、殷(二〇〇)衆尚強。紂剛猛暴虐、飾非距諫。豈文王所能動乎。及文王既沒(二〇一)、武王爲主、周公佐之、太公爲將、猶且(二〇二)還師孟津曰「紂未可伐。」故知(二〇三)聖人見機而作、動必萬全。不凝(二〇四)滯於物以失機也。于時紂惡未稔、三仁(二〇五)尚存。文王屈道事之、蓋時宜矣。龍蛇之蟄、此(二〇六)其義乎。故左傳曰「文王率殷之叛國以事紂、唯(二〇七)知時也。」

(一八〇) 金：「略」、敦：「周略」。

(一八一) 金：「侁」、敦：「魯」。『史記』卷一五帝本紀や卷四周本紀は、「帝魯」としているが、『史記』卷一五帝本紀の『史記正義』には「帝王紀云、帝侁高辛、姬姓也。」とあり、『帝王世紀』が「帝侁」としていたことがわかる。ここでは金に従う。

(二八二) 金：「焉」・「是」が無い。敦によって補う。

(二八三) 敦：「文」を「王」の右に小字で記す。脱字を補ったものと思われる。

(二八四) 金：「牖里」の下に「羌裏」がある。「羨里」の形譌か。ここでは敦に従って削る。

(二八五) 敦：「始」が無い。

(二八六) 金・敦：「囚」。文が通じない。文脈から「囚」が正しいと思われる。「囚」は「因」の形譌であろう。

(二八七) 金：「得」、敦：「有」。

(二八八) 金：「叛」、敦：「畔」。「畔」では文が通じない。金に従う。

(二八九) 金：「戸」、敦：「屋」。『太平御覧』卷三九八人事部三九吉夢下引用『帝王世紀』に「赤雀御丹書、入鄆、止于文王之戸」とあることから、金が正しい。

(二九〇) 金：「閉」、敦：「閑」。

(二九一) 金：「冊」、敦：「卅」。『毛詩』大雅・文王之什・緜の鄭玄注に「天下開之而歸者、四十餘國。」とあることから、金が正しい。

(二九二) 敦：「崩」を「而」の右に小字で記す。脱字を補ったものと思われる。

(二九三) 金：「紂」が無い。敦によって補う。

(二九四) 敦：「之」を「王」の右下に小字で記す。脱字を補ったものと思われる。

(二九五) 金：「也」、敦：「乎」。

(二九六) 金：「孰」、敦：「熟」。「熟」では文が通じない。金に従う。

(二九七) 金：「詞」、敦：「辭」。

(二九八) 金：「也」が無い。敦によって補う。

(二九九) 金：「干」、敦：「于」。「干時」は時宜を得ようと欲すること。文が通じない。「干」は「于」の形譌であろう。敦に従う。

(三〇〇) 金：「殷」が無い。敦によって補う。

(三〇一) 金：「没」、敦：「歿」。「没」と「歿」は同義。

(三〇二) 金：「且」、敦：「且」。「且」では文が通じない。「且」は「且」の形譌であろう。敦に従う。

(三〇三) 敦：「知」が無い。金に従う。

(三〇四) 金：「凝」、敦：「凝」。出典の『楚辭』漁父に「聖人不凝滯於物」とあることから、金が正しい。「凝」は「凝」の形譌であろう。

(三〇五) 金：「仁」、敦：「人」。「人」では文が通じない。金に従う。

(三〇六) 金：「此」、敦：「是」。

(三〇七) 金：「唯」、敦：「聖」。『春秋左氏伝』襄公四年に「文王帥殷之叛國以事紂、唯知時也」とあることから、金が正しい。

略曰、武王名發、文王(三〇八)太子也。以(三〇九)周公旦・邵公奭爲佐、太公望爲師。以謀伐殷、遂起師。至於鮪水、王韞解、五人御於前、莫肯爲王結之。皆曰「臣所以事王、非爲結韞也。」王乃釋旄、俯而自結之。出見囑(三一〇)人、下(三一)車扇之。度河、白魚入于王(三二)舟。伐紂既剋、乃封比干之墓、式(三三)商容(三四)之間、釋箕子之囚。歸傾宮之女、散鹿臺之財(三五)、放馬華山之陽、休牛桃林之塞。倒載干戈、示不復用。年九十三而(三六)崩、太子立。是爲成

王。

公子曰「文王盛三分之業、屈道以事商（二二七）。武王率八百之師、稱兵而滅紂。豈德有優劣、將運或（二二八）窮通。何其二聖殊塗如斯之速。若牖里爲是、則牧野爲非。謂翦商爲工、則事殷爲拙（二二九）。願聞篤論以釋所疑。」

先生曰「夫四時平分、冬夏有暄寒之辨（三〇〇）。五常通（三〇一）運、水火有剛柔之殊。至於利物成務、其道同矣。文王明夷（三〇二）、晦跡藏用所以顯（三〇三）仁。武王果毅、發揚「揚」（三〇四）襲行所以靜亂。然則濟世庇民、其揆一也。奚必修（三〇五）文爲是、而允武爲非乎。期於至公而已矣。」

(二〇八) 金：「王」、敦：「王之」。

(二〇九) 金：「以」が無い。敦によって補う。

(二一〇) 金：「賜」、敦：「賜」。金は「賜」の右に「カツセル」、左に「許曷反」と訓点をふっている。「賜」の漢音はエイであり、金沢本の訓点と異なる。『藝文類聚』卷二帝王部二周武王引用『帝王世紀』に「武王見賜人」とあることから、敦が正しい。「賜」（漢音はエイ）は「賜」（漢音はカツ）の形譌であろう。

(二一一) 金：「下」、敦：「停」。

(二一二) 敦：「王」が無い。『史記』卷四周年本紀に「武王渡河、中流、白魚躍入王舟中」とあることから、金が正しい。

(二一三) 金：「軾」、敦：「式」。『尚書』武成に「封比干墓、式商容閭」とあることから、敦が正しい。

(二一四) 金：「客」、敦：「容」。『尚書』武成に「封比干墓、式商容閭」

とあることから、敦が正しい。「客」は「容」の形譌であろう。

(二一五) 金：「財」、敦：「錢」。『藝文類聚』卷二帝王部二周武王引用『帝王世紀』には「散鹿臺之財」とある。また、『史記』卷四周年本紀も「散鹿臺之財」とする。しかし、『尚書』武成の正義引用『史記』卷四周年本紀は「散鹿臺之錢」とする。ここでは、かりに金に従った。

(二一六) 金：「崩而」、敦：「而崩」。金は語順を誤ったものと思われる。敦に従う。

(二一七) 金：「商」、敦：「殷」。

(二一八) 金：「將運或」、敦：「物運」。「物運」では文意に合わない。金に従う。

(二一九) 金：「拙」、敦：「屈」。この箇所は「翦商爲工」と対句であるから、「屈」より「拙」の方がふさわしい。金に従う。

(二二〇) 金：「辨」、敦：「辯」。『辯』では文が通じない。金に従う。

(二二一) 金：「通」、敦：「逆」。『逆』では文が通じない。金に従う。

(二二二) 金：「明夷」、敦：「夷明」。出典の『周易』乾の王弼注に「文王明夷」とあることから、金が正しい。

(二二三) 金：「顯」、敦：「頭」。「頭」では文が通じない。出典の『周易』繫辭上に「顯諸仁、藏諸用」とあることから、金が正しい。

(二二四) 金：敦：「楊」。文が通じない。「楊」は「揚」の形譌であろう。

(二二五) 金：「修」、敦：「脩」。

略曰、成王名誦、武王太子也。成王之時、周公爲相、政致太平。有鳳皇集於紫庭、王乃作歌曰「鳳兮鳳兮集紫庭、余何德兮以感靈。」

初周公作相、二弟管叔・蔡叔謀挾紂子武庚作亂、周公誅之、天下乃定。成王崩、太子立。是爲康王。

公子曰「昔虞舜之弟曰象、恆以桀爲事。及舜即位而封之、此亦聖人之(二二六)教也。周公曷(二二七)爲不赦管蔡之罪、而(二二八)誅放之乎。」

先生曰「象之害舜、舜猶爲布衣在田畝之間。此蓋一身之禍耳。至如管蔡爲亂、則謀危社稷。周公之行戮、豈爲身哉。蓋以救率土之命、而存宗周之祀。大(二二九)義滅親、斯(三〇〇)此之謂。是以春秋云「管蔡爲戮、周公右(三〇一)王。」「夫豈不愛、王室故也。」

(二二六) 金：「之」が無い。敦によって補う。
(二二七) 金：「易」、敦：「曷」。「易」では文が通じない。金は「易」に「ナンスレソ」と訓点をふっている。「易」は「曷」の形譌であろう。
 敦に従う。

(二二八) 金：「而」が無い。敦によって補う。
(二二九) 金：「太」、敦：「大」。「太」では文が通じない。『春秋左氏伝』

隱公四年に「大義滅親、其是之謂乎」とあることから敦が正しい。「太」は「大」の形譌であろう。

(三〇〇) 金：「抑」、敦：「斯」。「抑」では文が通じない。敦に従う。
(三〇一) 金：「輔」、敦：「右」。『春秋左氏伝』襄公二十一年に「管蔡爲戮、

周公右王」とあることから、敦が正しい。

略曰、康王名釗、成王太子也。自成王即位迄于(三二二)康王、刑厝不用。後八世至厲王。論見漢景帝章。

(三二二) 金：「于」、敦：「於」。「於」と「于」は同義。

略曰、厲王名胡(三三三)、夷王之太子也(三三四)。厲王無道、國人謗之、王怒使衛巫監謗、得(三三五)而煞之。百姓莫敢言、道路以目。於是作亂、流王子(三三六)、疑而崩、子宣王立。論見幽王章(三三七)。

(三三三) 金：「胡」、敦：「故」。『史記』卷四周年本紀に「夷王崩、子厲王胡立」とあることから、金が正しい。
(三三四) 金：「也」が無い。他の周王には「也」がついていることから、敦に従う。
(三三五) 金：「謗得」、敦：「得謗」。『史記』卷四周年本紀に「得衛巫、使監謗者、以告、則殺之。」とあることから、金が正しい。
(三三六) 金：「于」、敦：「於」。「於」と「于」は同義。
(三三七) 敦：「論見幽王章」を「崩」と「子」の間に記している。

略曰、宣王名靖、厲王太子也。以(三三八)邵穆公爲相、進用賢良(三三九)尹吉父・南仲・方叔等。周道中興。王不籍千畝、號文公(三四〇)諫、不聽。又與姜戎戰敗績乎(三四一)千畝、乃斬(三四二)民于太原、仲山甫諫不聽。王政大衰。立卅(三四三)六年崩、太子立、是爲幽王。公子曰「周宣之德、其令主乎。」

先生曰「宣王爲詩人所詠、其詞甚(三四四)美。觀夫人之事跡、殆不充(三四五)乎雅頌。詳而論之、知其所以然也。何則周室陵夷其來久矣。重以厲王暴虐、毒流境內、萬姓嗷嗷(三四六)、息肩無所。想逢寬政、如農夫之望歲焉。及周宣即位、任用賢能、南服荆舒、北夷(三四七)獫狁、天下翕然、稱爲至治。是以四牡翼翼、美征伐之功、鸞聲鏘鏘、

略曰、宣王名靖、厲王太子也。以(三三八)邵穆公爲相、進用賢良(三三九)尹吉父・南仲・方叔等。周道中興。王不籍千畝、號文公(三四〇)諫、不聽。又與姜戎戰敗績乎(三四一)千畝、乃斬(三四二)民于太原、仲山甫諫不聽。王政大衰。立卅(三四三)六年崩、太子立、是爲幽王。公子曰「周宣之德、其令主乎。」

先生曰「宣王爲詩人所詠、其詞甚(三四四)美。觀夫人之事跡、殆不充(三四五)乎雅頌。詳而論之、知其所以然也。何則周室陵夷其來久矣。重以厲王暴虐、毒流境內、萬姓嗷嗷(三四六)、息肩無所。想逢寬政、如農夫之望歲焉。及周宣即位、任用賢能、南服荆舒、北夷(三四七)獫狁、天下翕然、稱爲至治。是以四牡翼翼、美征伐之功、鸞聲鏘鏘、

略曰、宣王名靖、厲王太子也。以(三三八)邵穆公爲相、進用賢良(三三九)尹吉父・南仲・方叔等。周道中興。王不籍千畝、號文公(三四〇)諫、不聽。又與姜戎戰敗績乎(三四一)千畝、乃斬(三四二)民于太原、仲山甫諫不聽。王政大衰。立卅(三四三)六年崩、太子立、是爲幽王。公子曰「周宣之德、其令主乎。」

先生曰「宣王爲詩人所詠、其詞甚(三四四)美。觀夫人之事跡、殆不充(三四五)乎雅頌。詳而論之、知其所以然也。何則周室陵夷其來久矣。重以厲王暴虐、毒流境內、萬姓嗷嗷(三四六)、息肩無所。想逢寬政、如農夫之望歲焉。及周宣即位、任用賢能、南服荆舒、北夷(三四七)獫狁、天下翕然、稱爲至治。是以四牡翼翼、美征伐之功、鸞聲鏘鏘、

略曰、宣王名靖、厲王太子也。以(三三八)邵穆公爲相、進用賢良(三三九)尹吉父・南仲・方叔等。周道中興。王不籍千畝、號文公(三四〇)諫、不聽。又與姜戎戰敗績乎(三四一)千畝、乃斬(三四二)民于太原、仲山甫諫不聽。王政大衰。立卅(三四三)六年崩、太子立、是爲幽王。公子曰「周宣之德、其令主乎。」

先生曰「宣王爲詩人所詠、其詞甚(三四四)美。觀夫人之事跡、殆不充(三四五)乎雅頌。詳而論之、知其所以然也。何則周室陵夷其來久矣。重以厲王暴虐、毒流境內、萬姓嗷嗷(三四六)、息肩無所。想逢寬政、如農夫之望歲焉。及周宣即位、任用賢能、南服荆舒、北夷(三四七)獫狁、天下翕然、稱爲至治。是以四牡翼翼、美征伐之功、鸞聲鏘鏘、

略曰、宣王名靖、厲王太子也。以(三三八)邵穆公爲相、進用賢良(三三九)尹吉父・南仲・方叔等。周道中興。王不籍千畝、號文公(三四〇)諫、不聽。又與姜戎戰敗績乎(三四一)千畝、乃斬(三四二)民于太原、仲山甫諫不聽。王政大衰。立卅(三四三)六年崩、太子立、是爲幽王。公子曰「周宣之德、其令主乎。」

先生曰「宣王爲詩人所詠、其詞甚(三四四)美。觀夫人之事跡、殆不充(三四五)乎雅頌。詳而論之、知其所以然也。何則周室陵夷其來久矣。重以厲王暴虐、毒流境內、萬姓嗷嗷(三四六)、息肩無所。想逢寬政、如農夫之望歲焉。及周宣即位、任用賢能、南服荆舒、北夷(三四七)獫狁、天下翕然、稱爲至治。是以四牡翼翼、美征伐之功、鸞聲鏘鏘、

略曰、宣王名靖、厲王太子也。以(三三八)邵穆公爲相、進用賢良(三三九)尹吉父・南仲・方叔等。周道中興。王不籍千畝、號文公(三四〇)諫、不聽。又與姜戎戰敗績乎(三四一)千畝、乃斬(三四二)民于太原、仲山甫諫不聽。王政大衰。立卅(三四三)六年崩、太子立、是爲幽王。公子曰「周宣之德、其令主乎。」

先生曰「宣王爲詩人所詠、其詞甚(三四四)美。觀夫人之事跡、殆不充(三四五)乎雅頌。詳而論之、知其所以然也。何則周室陵夷其來久矣。重以厲王暴虐、毒流境內、萬姓嗷嗷(三四六)、息肩無所。想逢寬政、如農夫之望歲焉。及周宣即位、任用賢能、南服荆舒、北夷(三四七)獫狁、天下翕然、稱爲至治。是以四牡翼翼、美征伐之功、鸞聲鏘鏘、

歌禮樂之盛。此則疲民易爲仁也。其後喪師千畝、新民(二四八)太原。怨刺之文(二四九)、於此而作。詩云「靡不有初、鮮克有終。」蓋謂此也。」

(二三八) 敦…「以」が無い。

(二三九) 金…「進爲相、用賢良」、敦…「爲相、進用賢良」。『太平御覽』

卷八五皇王部一〇宣王引用『帝王世紀』に「以邵穆公爲相……王於是進用賢良」とあることから、敦が正しい。

(二四〇) 金…「彌文公」、敦…「號文王」。金は「彌」に「クワク」と訓点をふっている。『毛詩』大雅・蕩之什・雲漢の正義引用『帝王世紀』に「宣王元年、不籍千畝、號文公諫而不聽」とあることから、「號文公」が正しい。金の「彌」(「號」の避諱字)は「號」(漢音はカク)の形譌である。また、敦の「王」は「公」の誤りである。

(二四一) 金…「乎」、敦…「于」。

(二四二) 金…敦…「析」。『析』は「料」の異体字である。『史記』卷四周本紀には「乃料民於太原」とある。

(二四三) 金…「卅」、敦…「卅」。『史記』卷四周本紀に「四十六年、宣王崩」とあることから、敦が正しい。

(二四四) 金…「甚」、敦…「其」。『其』では文が通じない。金に従う。

(二四五) 金…「死」、敦…「充」。金は「死」に「アタ」と訓点をふっている。「死」は「充」(訓はアタル)の形譌であろう。敦に従う。

(二四六) 金…「敖敖」、敦…「嗷嗷」。「敖敖」は長い・長大の意。「嗷嗷」は衆人の憂える声・そしる声。『魏書』卷一〇五之四天象志一之四に「萬姓嗷嗷、喪其樂生之志矣」という用例がある。文意から敦に従

う。

(二四七) 金…「夷」、敦…「威」。

(二四八) 金…「民」、敦…「民於」。

(二四九) 金…「父」、敦…「文」。「父」では文が通じない。「父」は「文」の形譌であろう。敦に従う。

略曰、幽王名宮星「涅」(二五〇)、宣王太子也。即位三川震、岐山崩。王伐褒「褒」(二五一)、褒人以褒姒獻(二五二)之。王惑(二五三)褒姒。褒姒讒申后及太子亘曰、王乃廢申后、逐太子。又伐申侯(二五四)。申侯與犬戎伐周懿幽王。初幽王(二五五)與諸侯約、有寇則擊鼓舉烽、諸侯來赴。及惑於褒姒、褒(二五六)姒不好笑。王欲其笑、乃擊鼓舉烽、諸侯皆至而無寇。褒姒乃大笑。又好聞裂繒之聲、王爲發繒裂之、以順適(二五七)其意。及申侯與犬戎兵至、王擊鼓舉烽、諸侯以爲如前見欺、無復至者。故遂敗滅。太子立。是爲平王。公子曰「幽厲二王暴虐無道、觀其行事、足亡社稷而宗廟猶存。國不遂滅何也。」

先生曰「夫源深者其流必長、德厚者其祚必(二五八)遠。周自后稷已來、積仁累聖、澤及行葦、同姓兄弟(二五九)、犬牙相制。內有周邵(二六〇)群公、外有晉鄭諸國。侯伯遞起、惣其盟會、宣力竭忠、同獎(二六一)王室。此其所以不遂亡也。」

(二五〇) 金…「名官」、敦…「名宮星」。『史記』卷四周本紀に「子幽王宮涅立」とあることから、敦に従った。「星」は「涅」が正しい。

(二五一) 金…「褒」、敦…「褒人」。「褒」は「褒」の形譌である。以下も

同様。

(二五二) 金：「獻」、敦：「辭」。「辭」では文が通じない。金に従う。

(二五三) 金：「惑」、敦：「或於」。「惑」と「或」は同義。

(二五四) 敦：「侯」が無い。

(二五五) 金：「初幽王」が無い。敦によって補った。

(二五六) 敦：「褒」が無い。

(二五七) 金：「順適」、敦：「適順」。

(二五八) 金：「如」、敦：「必」。対句表現なので、敦が正しい。

(二五九) 金：「同邵群姓兄弟」。敦：「同姓兄弟」。金の「邵群」は後文

の「内周邵群公」につられた衍字である。敦に従う。

(二六〇) 金：「周邵」、敦：「凡名」。対句表現であることから、金が正しい。

(二六一) 金：「樊」、敦：「將」。出典の『三国志』卷四一蜀志・楊洪伝に「委付大任、同樊王室」とあることから、金に従う。

略曰、平王名宜臼(二六二)、幽王太子也。避犬戎之難、東遷洛陽。周室遂弱。後廿二世至赦(二六三)王爲秦所滅。

公子曰「平王賊弱東遷、捐棄豐鄙。與夫布綱治紀、不亦乖乎。」

先生曰「昔紀季以鄒入于(二六四)齊、以存本國之祀。春秋善之。平王自徙(二六五)國已來、廿餘世子孫勿替將三百年。此與太王居岐(二六六)、其義一也(二六七)。度德量力、何所譏焉。」

(二六二) 金：「臼」、敦：「咎」。『史記』卷四周本紀に「共立故幽王太子宜臼、是爲平王」とあることから、金が正しい。

(二六三) 金・敦：「赦」。しかし、金は「タム」と訓点をふっている。『史

記』卷四周本紀によれば東周滅亡時の王は赧王である。「赦」は「赧」

(漢音はタン)の形譌である。

(二六四) 金：「乎」、敦：「于」。出典の『春秋左氏伝』莊公三年に「紀

季以鄒入于齊」とあることから、敦に従う。

(二六五) 金：「徒」、敦：「徒」。金は「徒」に「ウツリ」と訓点をふっ

ている。文意から「徒」が正しい。「徒」は「徒」(訓はウツル)の

形譌である。敦に従う。

(二六六) 金：「太王居岐」、敦：「大王居岐山」。

(二六七) 金：「也」が無い。敦によって補う。

略(二六八)曰、秦始皇名政、莊襄王之太子也。秦氏始自非子(二六九)封

於(二七〇)秦、其後稍大。至惠文王始稱王、五世至始皇。以李斯爲相、

蒙恬・王翳爲將、攻滅(二七一)六國、自号皇(二七二)帝。焚書坑儒、偶

語者死、棄灰於道者刑。北築長城、南戍五嶺、收太半之賦、作參夷

之刑。又使徐福入海求蓬萊山。天下怨毒、長子扶蘇諫、始皇怒、乃

使扶蘇監蒙恬、築長城於上郡。有星墜(二七三)於地、則爲石。民刻其

石曰「始皇死而地分。」始皇怒、盡(二七四)誅石傍家、焚其石。卅七

年始皇東巡海上、少子胡亥(二七五)・丞相李斯及車府令趙高從。至沙

丘而崩。趙高與李斯詐(二七六)爲始皇遺詔、賜太子扶蘇(二七七)死。立

少子胡亥。是爲二世皇帝。

(二六八) 金：「略」、敦：「秦略」。

(二六九) 金：「自非子」、敦：「非自子」。『史記』卷五秦本紀によると、

周孝王の時に「非子」が秦に封ぜられたとある。また、『太平御覽』
卷一五五州郡部一叙京都上引用『帝王世紀』に「秦非子始封於秦」
とあることから、金が正しい。

(二七〇) 敦：「於」を「封」の右に小字で記す。脱字を補ったものと思
われる。

(二七一) 敦：「滅」が無い。

(二七二) 敦：「皇」が無い。

(二七三) 金：「墜」、敦：「墮」。『墜』と『墮』は同義。

(二七四) 金：「盡」、敦：「俱」。『俱』では文が通じない。金に従う。

(二七五) 金：「亥」、敦：「彦」。『彦』は「亥」の形譌である。金が正し
い。以下も同様。

(二七六) 金：「詐」、敦：「作」。『作』では文意に合わない。金に従う。

(二七七) 金：「蘇」、敦：「藉」。『史記』卷六秦始皇本紀には「扶蘇」と
ある。「藉」は「蘇」の形譌である。金が正しい。

略曰、二世立、趙高譖煞李斯、以高爲丞相、專任刑誅、用法益酷。

於是陳勝等起、六國各自立爲王。項羽率諸侯伐秦。二世數以盜賊事

責趙高。高懼、乃就(二七八)煞二世。二世(二七九)立三年而死。立二世

兄子子嬰。項羽至煞子嬰。秦祚遂滅。漢祖繼之(二八〇)。

公子曰「秦始皇起秦隴之地、蠶食列國、遂滅二周而遷九鼎。併吞天
下、平壹宇内、其規摹功業亦已大矣。何爲一身殞(二八一)、至子而亡
乎。」

先生曰「彼始(二八二)皇者、棄仁義而用威力。此可以吞併而不可以守

成。貽訓子孫貪暴而已。況(二八三)胡亥才不如秦政、趙高智不及李斯。
以暗主而御姦(二八四)臣、遵始皇貪暴之跡三載而亡。已爲晚矣。」

(二七八) 敦：「就」が無い。

(二七九) 金：「二世」が無い。敦によって補った。

(二八〇) 敦：「漢祖繼之」が無い。

(二八一) 金：「一身殞」、敦：「一身幾殞」。

(二八二) 金・敦：「始」、長：「秦」。

(二八三) 敦：「況」が無い。

(二八四) 金：「姦」、敦：「奸」。『姦』と『奸』は同義。

帝王略論第一 (二八五)

(二八五) 金：「帝王略論卷第一」、敦：「帝王論第一」。金沢本の卷二・

卷四では、「帝王略論第二」・「帝王略論第四」としている。敦に従う。

〔付記〕本稿は平成二十七年科学費補助金（日本学術振興会
特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。